

広島県水道広域連合企業団土木工事検査技術基準

令和5年4月1日制 定

令和6年6月1日一部改正

(目的)

第1 この技術基準は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という）の所掌に属する土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と契約図書を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約図書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察等により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この基準は、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が発注する建設工事に適用する。
- 4 前項に規定する期間において、企業団事務局本部及び広島水道事務所以外の地方機関が発注する建設工事については、市町規則（当該地方機関の所在する市町が現に定めている規程（旧市町上水道事業に関連するものを含む）に相当する規則をいう。）をこの基準とみなして適用する。
- 5 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 1 号）第 5 条第 3 項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が発注する建設工事については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の規則等をこの規程とみなして適用する。
- 6 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

別表第1 工事実施状況の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約図書、契約関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
2	工事施工状況	工事帳票 (施工計画書・工事打合せ簿等)	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状、週休2日の達成状況
3	工程管理	工事帳票 (実施工程表・工事打合せ簿等)	工程管理状況及び進捗内容、週休2日の達成状況
4	安全管理	契約図書、工事帳票（工事打合せ簿等）	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	工事帳票 (施工計画書・施工体系図・施工体制台帳等)	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工種			検査内容	検査密度
共通	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250 枚につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 250 枚以下の場合は 2 箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
		基礎工	基準高、根入長、偏心量	1 基または 1 目地間当たり 1 箇所以上
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は 200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）厚さは、1km につき 1 箇所以上（ただし 1km 以下は 2 箇所以上）
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅は 200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）厚さは、施工面積 10、000m2 につき 1 箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積 10、000m2 以下の場合は 2 箇所以上）
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
	土工		基準高、幅、法長	200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
	コンクリート擁壁工 水路工側溝工		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	河川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長
浚渫（川）		基準高、幅、深さ、延長		
樋門、樋管		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分函渠は同種構造物ごと 2 箇所以上	
水門				
海岸	堤防護岸 突堤・人工岬		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
	海岸堤防			
	浚渫（海）		基準高、幅、深さ、延長	
	砂防	砂防ダム		基準高、幅、厚さ、延長
流路		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）	
斜面对策		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）	

ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント、間隔、堤長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5 測点につき 1 箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長はスパンごとその他は同種構造物ごとに 1 基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分その他 5 径間未満は 2 箇所以上。 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分その他 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両抗口を含めて、100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は両抗口を含めて 3 箇所以上）
下水道	シールド工管渠	基準高、延長、中心線のずれ、仕上り内径、二次覆工厚	基準高、仕上り内径は、1 施工箇所に 2 箇所以上その他は適宜実施
	推進工管渠	基準高、延長、中心線のずれ	基準高は、1 施工箇所に 2 箇所以上その他は適宜実施
	開削工管渠	基準高、延長、中心線のずれ、幅、高さ	基準高は、1 施工箇所に 2 箇所以上その他は適宜実施
	マンホールポンプ場終末処理場	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、深さ、長さ、高さ等	構造物ごとに適宜決定
港湾	防波堤、護岸物揚場、岸壁	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	浚渫工置換工	基準高、幅、延長、法勾配	測線、間隔は適宜決定
	捨石工	基準高、幅、延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	ケーソンコンクリートブロック	製作形状寸法、基準高、法線の出入、延長	製作形状寸法は、寸法表示箇所の任意部分 100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定

備考 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別な理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

(3) この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。

別表第3 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。(コンクリート構造物については、シュミットハンマー等その他の方法で表面強度を判定する。)
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。
		アスファルト舗装工	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

備考この基準により難しい場合は、適宜決定し実施するものとする。